

情報公開制度
公開決定期間を変更します



行政文書の公開を請求された場合、定められた期間内に公開決定などをする必要があります(事務処理上困難など理由がある場合は30日以内で延長可能)。

近年増加している多大な文書量の公開請求に対して適切な事務処理期間を確保するため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」の公開決定期間にそろえます。

	変更前	変更後
公開決定期間	15日以内	30日以内
延長期間	30日以内	

《変更日》

2025年1月1日(水・祝)

☎総務課 行政係

☎お太助フォン 42-5611 ☎42-4376

浄化槽の管理移行制度廃止
新たな受け付けを停止します



浄化槽の管理移行制度
個人が設置した合併処理浄化槽の維持管理を市に移行し、使用者が市に対して下水道使用料を収める制度。

個人で管理している合併処理浄化槽は老朽化している場合が多く、管理移行を受けた場合、市が支払う修繕費など維持管理にかかる費用が多額になることが予想されるため、この制度を2025年3月31日(月)で廃止します。

今後は、公共用水域の保全のため、新たな小型合併処理浄化槽の設置を推進します。

※既に管理を市に移行している浄化槽は、引き続き市が管理します。

☎下水道課 下水道係

☎お太助フォン 47-1204 ☎47-1206

公営住宅の入居者を募集します



公募期間	12月2日(月)～16日(月) ※応募者多数の場合は抽選				随時 ※先着順に資格審査を実施			
種類	市営住宅		若者定住住宅	若者用マンション	特定公共賃貸住宅			
住宅名	北生住宅	朝日が丘住宅	来原住宅	虹のマンション	本郷住宅	朝日が丘住宅		尾原住宅
	1棟1号室	9棟1号室	1号棟	1・4・8号室	1棟3号室	13棟2号室	14棟2号室	M棟2号室
所在地	美土里町生田 2959番地1	向原町戸島 2953番地1	高宮町原田 3432番地2	高宮町佐々部 531番地6	美土里町本郷 1675番地1	向原町戸島 2953番地1		向原町坂 734番地
家賃(月額)	15,400円～ 30,300円	17,500円～ 34,500円	30,000円	28,400円	31,700円～ 51,400円	34,000円～ 51,000円	34,700円～ 62,200円	36,000円～ 64,400円
構造	木造2階建3DK		木造2階建4LDK	ワンルーム	木造2階建4DK			
条件	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限(上限)など 親族など同居(60歳以上の方などは同居不要) 		<ul style="list-style-type: none"> おおむね40歳未満 中学校までの子と同居 	<ul style="list-style-type: none"> おおむね30歳未満で単身 	<ul style="list-style-type: none"> 所得制限(上限、下限) 親族など同居 			
貸付期間	—		最低年齢の子どもが満18歳となった後の3月31日まで	満40歳となった後の3月31日まで	—			

☎管理課 住宅係

☎お太助フォン 47-1201 ☎47-1206

拡充
児童手当を拡充しました



10月(12月支給分)から児童手当の制度が一部改正され、手当内容が拡充されました。

改正後の支給内容

支給対象児童		18歳到達後の最初の3月31日まで	
手当月額	3歳未満	15,000円	第3子以降 30,000円
	3歳～ 高校生年代	10,000円	
所得制限		なし	
多子加算の算定対象		22歳到達後の最初の3月31日まで	
支払月		年6回(偶数月の15日) ※15日が土日、休日の場合は、直前の平日	

《申請が必要な方》 ※下記のいずれかに該当する方

- 高校生年代(2006年4月2日から2009年4月1日生まれ)の児童を養育している方(現在児童手当を受給している方は不要です)
- 中学生以下の児童を養育しているが、所得上限限度額を超過し、児童手当も特例給付も受給していない方
- 児童の兄姉(2002年4月2日から2006年4月1日生まれ)などについて、監護相当と生計費の負担を行い、その児童を含めて3人以上の児童を養育している方

《申請窓口》

- 子育て支援課 児童福祉係
- 各支所窓口係

※郵送でも受け付けます。

《申請期限》

2025年3月31日(月) ※必着

○期限までに申請した場合

- 2024年10月分から支給します(支給が遅れることがあります)。

○期限を過ぎて申請した場合

- 手続き受付日の翌月分から支給します。
- 2024年10月分にさかのぼっての支給や多子加算の適用はできません。

☎子育て支援課 児童福祉係

☎お太助フォン 47-1283 ☎47-1282

拡充
児童扶養手当を一部改正します



父母の離婚などで、父または母と生計を共にしていない児童を養育する保護者などに対して支給する児童扶養手当が、11月(2025年1月支給分)から一部改正されました。

所得限度額の引上げ

児童扶養手当の支給の判定基準となる受給資格者本人の所得限度額を下記のとおり引き上げます。

※配偶者や扶養義務者の所得限度額はこれまで通りです。

対象	受給資格者本人		
	全部支給	一部支給	
扶養する児童等の人数	0人	690,000円	2,080,000円
	1人	1,070,000円	2,460,000円
	2人	1,450,000円	2,840,000円
	3人	1,830,000円	3,220,000円
	4人	2,210,000円	3,600,000円
5人	2,590,000円	3,980,000円	

※6人目以降は1人増すごとに、限度額に38万円を加算します。

第3子以降の加算額引上げ

第3子以降の加算額を、第2子の加算額と同額に引き上げます。

支給区分	第3子以降加算額	
	全部支給	一部支給
改正前	6,450円	6,440円～3,230円
改正後	10,750円	10,740円～5,380円

☎子育て支援課 児童福祉係

☎お太助フォン 47-1283 ☎47-1282

令和7・8年度
物品等入札参加資格審査



市が発注する競争入札などへの参加には「入札参加資格」の登録が必要です。

令和7・8年度の登録を希望する方は、受付期間内に必要書類を提出してください。

《受付期間》 11月25日(月)～12月20日(金)

☎財政課 入札・検査係

☎お太助フォン 42-5623 ☎42-4376